主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点は、原判決が訴外Dの解約の申入れはその効力を生じないとして本件 宅地に対する原告の請求を排斥した上、さらに、権利の濫用としても本訴請求を許 容できないとしたのに対し、その権利濫用に関する点を非難するものである。され ば、同論旨は、結局原判決の無用の判示に対する攻撃であつて、採るを得ない。

論旨第二点、第三点は、単なる訴訟法違背の主張であつて、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
良图	俊	ΣT	λ	裁判官